

なる用心也。子細は、親子、兄弟、夫婦に不限、其身運命盡て、神鳴に打殺さる當人計は是非に不及也。此用心なきものは、雷雨の烈しき時に限り、家内一所にこそり寄て居る事、沙汰の限り也。人の多く集りいる處へ、雷が遠慮して落まじきや、若其中へおちたらんには、一家根絶しになる道理ならずや。先年京都の町人、神鳴のするに、せまき座敷に家内不殘取籠戸障子を建廻し、火を燈し香を焚ていとところへ、雷落掛り、座中死人多く、生殘る人も大方片輪と也しを、天罪にも當りたる様に云し、是天罪にもあらず、前世の因果にもあらず、大なる啞氣ものといふべしと、御笑ひ被成けると也。

〔駿河土産〕權現様駿府に被遊御座候節、略御三人の御子様方へ御附置被遊たる面々を被招呼、向後雷の強く鳴り候節は、御三人の御子様方を御一處に置不申候様に可致旨、被仰渡候となり。

〔玉露叢〕萬治三年六月十八日、酉ノ後刻ニ大坂御城青屋口ノ山里ノ鹽硝藏ニ雷落テ、御城内破損ヲビタ、シ、依テアヤマチ死人數輩アリ。

〔嚴有院殿御實紀附錄〕寛文五年正月二日、浪華城天守雷火にて焼しとき、大番士榊原源兵衛政信、竹内三郎兵衛信就、夜を日についてはせ下り注進す、松平伊豆守信綱旅装のまゝにて、御前に出よとてめし出されしに、や、まばらく有て、何ばかりの事にてありしと御尋あり、伊豆守兩人に物に譬て申上よといふに、心つき、臣等が小屋の床の上におきし茶碗を、雷後にとりてみ侍れば、悉く碎て有しよし聞え上しに、そはおびたゞしき響かなと仰られしなり。

〔大江俊矩記〕文化九年七月一日辛未、陰晴午後雷鳴暴雨、近年之大雷也、御築地内ニテ擬華洞、良口、辻家ノ北邊ニ落、由其外、市中方々落候由、○中略、依雷鳴、伺御機嫌參上御所々々之事、自同姓以尋越、仍返答、餘リ參タル事

モ無之故、先不參覺悟之旨申歸ス、